

令和2年度那須塩原市電子入札コアシステムアウトソーシングサービス提供業務委託実施要綱

1 概要

(1) 業務名

令和2年度那須塩原市電子入札コアシステムアウトソーシングサービス提供業務委託

(2) 業務の目的

一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）と一般財団法人港湾空港総合技術センターとが共同開発した電子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を利用した電子入札システム及び入札情報公開システム（以下「PPI」という。）の提供を受け、もって那須塩原市（以下「市」という。）における入札関連事務の効率化を図るものである。

(3) 仕様

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 運用期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで（60月）

（構築期間：契約日の翌日から令和2年9月30日まで。）

(5) 提案上限額

32,340,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 実施スケジュール

実施スケジュールは下記のとおりとする。なお、本書で提示したスケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合には参加者に対し事前連絡を行う。

参加事業者公募開始	令和2年3月24日（火）
質問期限・参加申込期限	4月10日（金）
質問回答	4月17日（金）
企画提案書提出期限	4月28日（火）
候補事業者決定通知	5月15日（金）

2 参加者の資格要件

次に掲げる条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員若しくは賛助会員であり、又は正会員若しくは賛助会員である関連企業から支援を受けられる者であること。
- (7) 2期連続の赤字決算企業ではないこと。
- (8) 提案書の提出時において国、地方公共団体等に対するコアシステムを利用した電子入札システムの導入実績が2件以上あること。

3 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し代表者印押印の上、以下のとおり提出すること。

提出期限：令和2年4月10日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：郵送又は持参

提出先：那須塩原市役所総務部契約検査課契約係

住所 〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2

電話 0287-62-7114

※ 参加申請を取り下げる場合には参加辞退の届出（任意様式）を企画提案書提出期限（4月28日（火））までに提出すること。

4 質 疑

本件に関し質疑がある場合は質疑書（様式第2号）を以下のとおり提出することができる。質疑の回答は参加表明をした者全員に電子メールにより令和2年4月17日（金）午後5時までに行う。なお質疑内容が事業者選定の公平性を保てないと判断した場合には回答を行わないことがある。

提出期限：令和2年4月10日（金）

提出方法：電子メール、ファクシミリ、郵送のいずれかによる

※いずれの方法で提出した場合でも、提出した旨を市に電話連絡すること。

提出先：那須塩原市役所総務部契約検査課契約係

電子メール keiyaku@city.nasushiobara.lg.jp

ファクシミリ 0287-62-7184

※メール送信の際の件名は次のとおりとする。ただし、事業者名称は略称でもよい。

件名 電入プロポ質問：事業者名+送信年月日[RYYYYMMDD]

例) 株式会社●●●が令和2年4月9日に質疑書を送付する場合

→電入プロポ質問：株式会社●●●R20409

5 企画提案に関する書類

企画提案に当たり以下の書類を提出すること。ただし内容が確認できれば各様式によらないことも可とする。

(1) 提出書類

- ① 実績調書（様式第3号）
- ② 事業の実施体制（様式第4号）
- ③ 企画提案書

仕様書を熟読のうえ「別紙3 提案書記載事項」のNo.1からNo.8の内容に沿って作成すること。仕様書において指示した内容について満たすことができない項目があれば、その項目及び代替案を記述すること。満たすことができない項目についての記述がない事項については、仕様書の要求を満たすものとみなす。

- ④ 見積書

詳細については「6 見積書」を確認すること。

(2) 提出期限

令和2年4月28日（火） 午後5時（必着）

(3) 提出先

参加申請書提出先と同じ

（提出書類について正本1部（表紙に代表者の印を押印したもの）、副本5部、これらの電子データを記録したCD-R1枚を提出すること。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合には書留その他の到達を確認できる方法によること。）

(5) 留意事項

- ① 各様式及び「別紙3 提案書記載事項」で提示を求めている全ての事項に関して市職員が補足説明を要せず理解できるよう明確かつ具体的に記述すること。
- ② 造語、略語、専門用語は一般の用語を用い、初出の箇所に定義を記述するか用語集を別途添付すること。
- ③ 説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。
- ④ 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には該当ページを記入すること。
- ⑤ 記載は当該項目内で完結すること。
- ⑥ 書類は A4 縦の用紙で作成し（両面刷り・片面刷りいずれでも可）フォントサイズは10.5ポイント以上横書きとする。ただし図表についてはこの限りではないが A3の用紙を使用する際には横折込とすること。ページ数は50ページ以内としページ番号を振ること。
- ⑦ 編集方法については提出書類を一つにまとめたうえで表紙を作成し添付すること。また、表紙の次ページには目次及び添付資料一覧を添付すること。企業案内や製品パンフレット等の添付資料は別綴じとし散逸しないよう冊子とまとめる等工夫すること。
- ⑧ 実績調書（様式第3号）及び事業の実施体制（様式第4号）については、内容を満たすものであれば任意の形で企画提案書に盛り込み、合わせて作成することも可とする。

6 見積書

見積書については以下の点に留意して作成すること。

- (1) 契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等（10%の税率で計算するものとする。）を含んだ金額）を記載すること。
- (2) 契約期間中に本業務の対価に適用される消費税等の税率が変更となったときは、以後変更後の税率を適用するものとする。
- (3) 本業務の対価は、契約金額の60分の1の額を運用期間の各月の業務終了後に支払う。
- (4) 本業務の実施に当たり、初期費用が発生するとしても上記のとおり各月の支払に含め、各月の支払いのみ行う。
- (5) 見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項（コアシステムの使用料並びにカードリーダー及びICカードの調達費用）を除き、導入及び運用に必要な一切の費用が含まれるものとする。
- (6) 見積金額の上限額は、32,340,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
- (7) 見積額の合計に含めない形で利用想定件数（350件）を超えた時の1件あたりの単価の金額（100円未満は端数切捨て）を参考記載すること。なお、本単価については価格評価の対象外とするが、「別紙3 提案書記載事項」での「No.8 その他」として評価を行う場合がある。

7 業者選定

提出のあった提案書及び見積書をもとに提案評価（評価項目及び配点については、「別紙3 提案書記載事項」参照）及び価格評価を行い（配点割合は、提案評価200点、価格評価300点とする。）、選定結果については令和2年5月15日（金）までに各提案者に書面にて通知するものとする。同日までに通知を発送できない場合には、電子メールにより別途連絡を行う。ただし、評価の結果最高点となった者が複数あったときは、当該複数の者に実機によるデモンストレーションを実施させ、再度の評価を行うことがある。

なお、応募者が1社となった場合でも上記選定を行うものとする。

8 仕様調整及び見積書の提出

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により契約を締結するための協議（仕様内容の調整）を行い、契約すべき内容を確定する（協議期限は令和2年6月中旬を予定。別紙仕様書に定める「仕様凍結」の期限については別途協議を行う）。ただし、協議の結果、契約に至らなかったときは、2次評価において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

契約候補者は、調整で確定した仕様に基づき最終的な見積書を提出すること。

9 契約の締結

契約候補者と仕様の調整に基づき提出された見積書において合意した後に契約を取り交わし契約を締結する。

10 適用

本件の業務範囲は調整後の仕様書に明示する内容とする。仕様書に規定する事項は別の定めがある場合を除き、受託事業者の責任をもって履行すべきものとする。また、本件に係る全ての関係文書は相互に保管するものとし、本件に関する文書間に相違がある場合の優先順位は次に示す順番とする。以上に異議がある場合には別途協議を行うものとする。

- ① 質問回答書及び追加事項
- ② 令和2年度那須塩原市電子入札コアシステムアウトソーシングサービス提供業務委託仕様書

11 その他

- (1) 企画提案書の提出後提案者が2(1)~(7)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 事業者が行える提案は1つとし、企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、市が必要と認めた場合にはこの限りではない。

- (3) 提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (4) 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。
- (5) 本業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とするため、翌年度以降の予算が減額され、若しくは削除され、又は成立しなかったときは契約を解除することができる条項（解除条項）を契約書中に設定する。

12 問い合わせ先

栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市役所 総務部 契約検査課 契約係
電話 0287-62-7114
ファクシミリ 0287-62-7184
電子メール keiyaku@city.nasushiobara.lg.jp
担当：小野・磯